

**愛知
訴訟**

基準内の白内障の認定1年10ヶ月後 原告・弁護団訴訟を継続して厚労省の責任を追及

森さんに届いた「左眼」だけを認定するとした認定書

公費負担者番号	1	8	2	3	6	0	1	8
公費負担限度の 支給限度額	0	2	5	1	0	9	0	

認 定 書

氏名 森 敏夫

大正 13 年 12 月 18 日生 (男)

認定疾病名 左白内障

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定により、上記のとおり認定する。

平成 27 年 10 月 16 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働省が10月に、愛知訴訟原告の森敏夫さんの白内障の左眼だけを自序取消して認定しました。「自序取消」とは、官庁が一度だした判断を自ら取り消すもの。原爆症認定では、裁判の判決を受けるなどして制度が広げられたときにおこなわれてきました。しかし今回は、異例です。

2013年12月に白内障の認定基準は1.5キロ以内直爆とされました。通信兵として広島の爆心地から1.5キロの兵舎で被爆した森さんの白内障は、このときに認定されたノーモア訴訟原告22人と一緒に認定されて当然でした。

しかし、認定は1年10ヶ月後。90歳の森さんは、大変に長い日数です。森さんは今回の認定について、「右眼も白内障で申請したのに左眼だけ認定とは、ばかにされた気分だ。裁判は取り下げる」「国の認定は遅すぎる。全国の原告も早く認めてほしい」と話しています。【長尾忠昭】

**近畿
訴訟**

大阪高裁が入市日を認めず不当判決 原告遺族と弁護団が最高裁に上告

10月29日、大阪高裁は、昨年3月20日の大阪地裁勝訴の判決を取消し、原告の請求を棄却するという不当判決を下しました。

原告の武田武俊さんは、国が非人道的な控訴をした直後の6月26日、肝臓がんが再発して亡くなりました。川棚海軍工廠に学徒動員され迎えた終戦の日に、実家のある高島に向けて入市。終戦前に母が亡くなった長崎医科大学病院付近で瓦礫の片付けをする婦人らを手伝って野宿したという事実について、控訴審も「亡母との思い出も絡んだ相当具体的な内容であり、全くの作り話とは考え難いし、その内容に照らし、別の機会の出来事や他人が遭遇した出来事を流用したものとは考え難い」としたものの、記憶の混乱等を理由に入市日を17日とし、滞在日時も1日しか認めませんでした。

判決は、東京の東(あずま)訴訟以降、集団訴訟で築かれた肝機能障害の知見を否定、放射線起因



大阪高裁判決に抗議する
藤原精吾弁護団長(上)
高裁前の旗だし(下)

性を否定して、
高度の蓋然性の
立証がないとし
ました。

始めに結論ありきの不当判決であると遺族と弁護団は、この判決に対して最高裁に上告しました。【愛須勝也】

